

令和4年度予算概算要求の概要 (子ども家庭局)

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度予算概算要求の概要

- 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策及び社会的養育の迅速かつ強力な推進、「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備、母子保健医療対策の強化、子どもの貧困対策とひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

<主要事項>

第1 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

- 1 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築等

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の推進
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第4 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

第5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

<予算額>

(単位：億円)

会計区分	令和3年度 当初予算額	令和4年度予算 概算要求額	増▲減額	伸び率
一般会計	4,560	4,874	314	6.9%
東日本大震災復興 特別会計	2.5	11.0	8.5	439%

- ※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。
- ※ 一般会計には、デジタル庁計上分を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、別途、事項要求。
- ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費については、別途、事項要求。

令和4年度予算概算要求における社会保障・税一体改革による社会保障の充実等

- ※ 消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実及び「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」）については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討する。
また、消費税引き上げ以外の0.3兆円超の財源の確保などについても、予算編成過程で検討する。
児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進【推進枠要求事項】

I 子育て家庭への包括的支援体制の構築等

支援対象世帯が多様になる中で、支援を要する子育て家庭に対する支援（家庭支援）の充実を図り、結果として虐待を未然に防止する仕組みの強化に向けて制度見直しを検討するとともに、モデル的に着手することが可能な事業への支援を創設する。また、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

<要求内容>

- 支援対象世帯が多様になる中で、支援を要する子育て家庭に対する支援（家庭支援）の充実を図る観点から、**母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を構築**するとともに、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対する**相談支援、家事・育児の支援**や家庭や学校に居場所のない子どもに対する**居場所の提供、保護者へのカウンセリング**等を実施するための事業を創設する。
- ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、**中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上**に取り組むとともに、**自治体による実態調査や研修**を支援する。さらに、**コーディネーターの配置やピアサポート**など自治体の先進的な取組を支援する。また、**当事者団体や支援団体のネットワークづくり**を支援する。

II 児童虐待防止対策

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

<要求内容>

- 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携した、**地域における子どもの見守り体制の強化**を支援する。
- 一時保護所の定員超過を解消するための整備等の**補助率嵩上げ**や、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、子ども家庭総合支援拠点の**設置促進**を図る。
- SNSを活用した**全国一元的な相談支援体制**の構築等の強化、「要保護児童等に関する情報共有システム」に基づく自治体間の円滑な**情報共有のための体制整備**、**AIを活用した緊急性の判断に資するツール開発**の促進を図る。等

III 社会的養育支援

特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の体制強化など更に推進する。

<要求内容>

- 児童養護施設等の魅力等を発信するため、**学生向けの広報啓発活動**や、**各施設等での職場体験**等を実施する。
- 児童養護施設等における**児童相談所OB等の雇上げ**や、児童養護施設等職員の**相談支援**を実施する。
- 新規の里親家庭に**経験豊富な里親を派遣**して養育を支援する取組を実施する。
- 特別養子縁組を行った**当事者同士**や、**あっせんを行った機関等の交流**を促進する事業を創設する。
- 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への支援を行う**コーディネーターの配置**や、医療機関や就労支援機関への**同行支援**を実施する事業を創設する。等

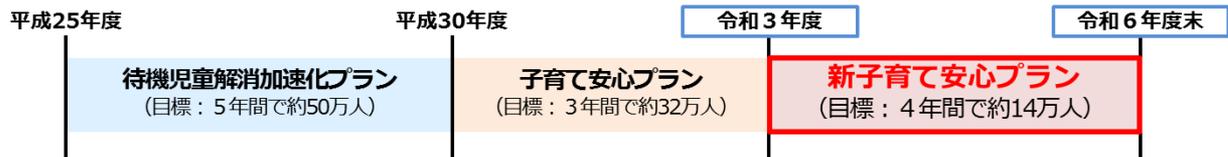
「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援 【推進枠要求事項】

I 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。
（新子育て安心プランの概要）

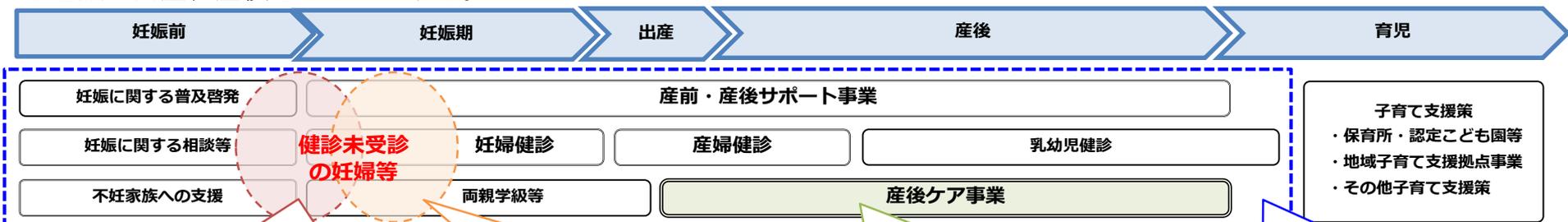
○ **令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。**

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
（参考）平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82%（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）



II 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポートする。



低所得の妊婦に対する妊娠判定料支援事業の創設

・ 低所得の若年妊婦など、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援に繋ぐ

妊婦訪問支援事業の創設

・ 健診未受診の妊婦や、育児が困難になることが予測される妊婦などの状態を把握するとともに、必要な支援に繋ぐ

産後ケア事業の拡充

・ 非課税世帯に対する利用料減免や24時間365日の受入体制の確保など、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制を整備

母子保健対策強化事業の創設

・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、各種健診に必要な備品の整備など支援体制等を強化

ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進 【推進枠要求事項】

I ひとり親家庭等自立支援

「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

<要求内容>

- ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、**ICT活用等による「ワンストップ化」**、**「プッシュ型」支援**の実現など、自治体のひとり親**相談窓口の機能強化**を図る。
- ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和を**令和4年度以降も継続**するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の**給付割合・上限額の引上げ**を図る。
- ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の**支給率の拡充**等を実施する。

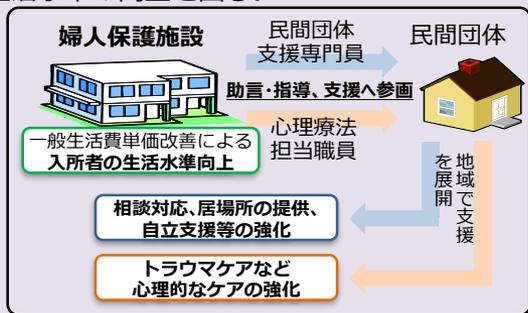
II 困難な問題を抱える女性への支援

様々な困難な問題を抱える女性に対する相談から保護、自立に至るまでの支援の強化を図る。

婦人保護施設の機能強化

<要求内容>

- 婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、地域のNPO等民間団体による若年女性等への支援の強化を図るため、婦人保護施設に**民間団体支援専門員を新たに配置**するとともに、トラウマケアなどを行う**心理療法担当職員を追加で配置**する。また、婦人保護施設入所に係る**一般生活費の基準単価を改善**し、施設入所者の生活水準の向上を図る。



婦人相談員の処遇改善

<要求内容>

- 婦人相談員手当に**経過年数に応じた加算**を設定するとともに、**期末手当を支給**するなど婦人相談員の適切な処遇の確保を図る。

民間団体による支援、官・民連携の強化

<要求内容>

- 「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」において、自治体が設置する地域協議会に、自治体職員に専門的・技術的な助言・指導等を行う**スーパーバイザーを配置**する。
- 自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開する**NPO法人等を育成**し、**官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援体制づくり**を全国各地域において推進するための「民間団体支援強化・推進事業（仮称）」を創設する。
- 「若年被害女性等支援事業」について、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、事業の実施を受託する民間団体における**相談対応職員の研修受講**の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の**個別対応職員の加配**等を行う。
また、関係機関の連携・協働による支援をより円滑に提供するため、事業受託民間団体に、他機関による支援内容等に精通した者を**コーディネーターとして配置**するとともに、**補助率の引上げ（1/2→3/4）**を図る。

第1 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、家庭だけでの子育てが難しくなっており、特に未就園児を中心に、虐待等のリスクが顕在化する前の早期支援の強化が必要である。

支援対象世帯が多様になる中で、支援を要する子育て家庭に対する支援（家庭支援）の充実を図り、結果として虐待を未然に防止する仕組みの強化に向けて制度見直しを検討しているところであり、制度見直しの検討の中で、モデル的に着手することが可能な事業を実施する。

また、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組み、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

1 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築等

(令和3年度当初予算額)

214億円の内数

→

(令和4年度概算要求額)

366億円の内数

(1) 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築

- 母子保健と児童福祉の連携を強化するため、サービスのマネジメント体制の再構築を検討する。

(2) ヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対する相談支援、家事・育児の支援等【新規】【推進枠】

- 幼いきょうだいの世話等のため子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対して育児支援ヘルパーを派遣し、傾聴による相談支援、家事・育児支援等を行う「子育て世帯訪問支援モデル事業」を創設する。
- 家庭や学校に居場所のない学齢期以降の子どもに対して居場所を提供し支援を行う「子どもの居場所支援モデル事業」、保護者へのカウンセリング等質の担保された保護者支援を行う「保護者支援モデル事業」を創設する。

(3) ヤングケアラーへの支援【新規】【推進枠】

- ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組む。
- 中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修、コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する（「ヤングケアラー支援体制強化事業」の創設）。
- 当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する（「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」の創設）。

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

(令和3年度当初予算額)

1,732億円の内数

→

(令和4年度概算要求額)

1,901億円の内数

(1) 地域における子どもの見守り体制の強化【新規】 【推進枠】

- 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】 【一部推進枠】 (再掲)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。
- 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業等を実施するほか、産後ケア事業について、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。
- 若年妊婦などの低所得の妊婦を対象として、妊娠判定料の一部又は全部を補助することで、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる。
- 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から孤立した育児に陥るなど、育児が困難になることが予測される妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに、健診の受診を促すために必要な費用の補助等を行う。

(3) SNSを活用した相談支援の強化等【一部新規】 【一部推進枠】

- 児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築等の強化を図る。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度概算要求額)

1,635億円の内数

→

1,797億円の内数

(1) 児童相談所の体制強化等【一部新規】 【一部推進枠】

- 子どもの意見表明（アドボケイト）について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。
また、児童相談所における第三者評価の推進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用の補助を創設するほか、一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われないことがないよう、これまで行ってきた通学の際の付添員の配置支援に加え、原籍校への送迎を支援するメニューを追加する。
- 一時保護所の定員超過を解消するため、定員超過した自治体において「定員超過解消計画」（仮称）を策定させるとともに、計画を策定した自治体における一時保護所の整備等に当たっての補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。
- 児童相談所における専門人材の確保・資質向上の推進の観点から、弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置に要する費用の補助を創設するとともに、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算の創設、OJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師やアドバイザーを研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みの創設により、児童相談所の体制強化を図る。
- 児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進するとともに、「要保護児童等に関する情報共有システム」に基づく自治体間の円滑な情報共有のための体制整備の促進を図る。
- 令和2年度補正予算に引き続き、児童相談所等におけるICT化や、一時保護所において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費や、宿泊施設の借り上げ費用等を補助する事業を実施する。

(2) 市町村における取組の充実【一部推進枠】

- 市町村における支援体制の強化に向けて、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を行うとともに、職員体制等を踏まえた補助となるよう運用面の見直しを行う。
また、令和2年度補正予算に引き続き、ICTの活用等による効果的・効率的な業務の実施を図る。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和3年度当初予算額) (令和4年度概算要求額)
1,636億円の内数 → 1,792億円の内数+事項要求

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】

- 子どもの最善の利益の実現のため、令和2年度より、都道府県等における社会的養育推進計画に基づく里親等への委託の推進に向けた取組等を進めているが、「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」とする目標等を踏まえ、更なる取組の強化を行う必要があることから、以下のとおり、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。
 - ◆ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
 - ◆ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設。（経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能）
 - ◆ 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設。
 - ◆ 企業が里親家庭を支援するため、従業員である里親に独自の育児休暇を取得させた場合、必要な費用を支援する取組を創設。
 - ◆ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直し。
 - ◆ 障害児を養育する里親の支援体制構築のため、担当職員を配置した障害児施設と連携して支援を行う場合の加算を創設。
- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業（モデル事業）について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大するほか、特別養子縁組を行った当事者同士やあっせんを行った機関等の交流等を支援する「特別養子縁組ネットワーク形成事業（仮称）」を創設する。
- 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、事務費に「法的問題対応加算」を設け、弁護士の嘱託費用等を補助する。
- 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護従事者魅力発信事業（仮称）」を創設するとともに、児童養護施設等における児童相談所OB等の雇上げや、児童養護施設等職員の相談支援体制の構築を支援する。
- 令和2年度補正予算に引き続き、児童養護施設等における感染対策に伴うかかり増し経費等のほか、個室化に要する改修等に必要な経費の補助や、業務負担軽減等のためのICT化を実施する。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化等の推進

- ・ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の高上げ（1/2→2/3）を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金の一部を補助する。

(3) 自立支援の充実【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】

- ・ 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援に関する取組を強化するため、以下のとおり、社会的養護自立支援事業の拡充を図る。
 - ◆ 自立支援を行う機関において、コーディネーターの配置を促進するため、取組状況に応じて補助員の配置等に要する費用の加算を創設するとともに、1つの自治体に複数名配置出来るよう補助単価を見直し。
 - ◆ 医師の配置促進や、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、医療連携支援に関する補助を拡充する。
 - ◆ ハローワーク等の就労支援機関への同行支援等の取組を強化するため、就労相談支援に関する補助を拡充する。
 - ◆ 都道府県等が各地域においてケアリーバーの実態調査やヒアリング、関係機関との連絡会議など、ケアリーバーの自立支援を行う上で必要な実態把握等を行うための補助制度を創設。
 - ◆ 身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から措置解除等から5年以内の者まで拡大。
- ・ 令和2年度補正予算に引き続き、施設退所後の生活費や家賃の貸付けについて、施設退所時に申請を行うものとしているが、申請期間を申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。

第3 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和3年度当初予算額) (令和4年度概算要求額)
969億円の内数 → 1,066億円の内数+事項要求

- できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

(1) 保育の受け皿整備【一部推進枠】【一部事項要求】

- ・ 「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進する。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部事項要求】

- ・ 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直すとともに、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援する。
- ・ また、保育所等における外国籍等の子どもへの対応を強化するため、多言語対応を行う支援員を市町村に配置して、必要な保育所に派遣するための経費を支援する。
- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直し等について、令和3年度に引き続き検討する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。

(3) 多様な保育の充実【一部事項要求】

- ・ 保育所等における医療的ケア児等の受入体制の整備に向けて、体制整備を行う市町村への支援を強化するため、補助率を引き上げる（1/2→2/3）。
- ・ 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を撤廃する。
- ・ 保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、保育所等における感染症対策に伴うかかり増し経費、マスク等の衛生用品や備品購入等に必要経費を支援する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の自治体への配置を更に推進するために補助率を引き上げる（1/2→2/3）ほか、健康診断に必要な経費の補助について、利用する児童にも対象を拡充するとともに、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等により、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- ・ 指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため補助要件を見直し、国が定める基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

(5) 児童館における子育て支援等の取組の推進【一部新規】

- ・ 児童館の機能強化を図るため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施、横展開が可能になるような好事例集の作成を行う「児童館における健全育成活動等開発事業」を創設する。

2 子ども・子育て支援新制度の推進（一部社会保障の充実） ※一部を除き、内閣府予算に計上

（令和3年度当初予算額）

（令和4年度概算要求額）

3兆2,070億円の内数 → 3兆1,881億円の内数 + 事項要求

（1）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

- ・ 「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

イ 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

ウ 重層的支援体制整備事業（厚生労働省に計上）

重層的支援体制整備事業を実施する市区町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

- ・ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

（2）放課後児童クラブの受け皿整備（一部社会保障の充実）

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図る。

（3）企業主導型による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- ・ 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

（4）児童手当の支給

- ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

3 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度概算要求額)

159億円の内数 → 173億円の内数+事項要求

- すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】 【一部推進枠】 【一部事項要求】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、重層的支援体制整備事業交付金及び子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。
- ・ 若年妊婦などの低所得の妊婦を対象として、妊娠判定料の一部又は全部を補助することで、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる。
- ・ 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から孤立した育児に陥るなど、育児が困難になることが予測される妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに、健診の受診を促すために必要な費用の補助等を行う。
- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図る。
- ・ 現在、都道府県が実施主体として実施している「生涯を通じた女性の健康支援事業」、「不妊症・不育症支援ネットワーク事業」を統合して新たに「地域健康総合支援センター（仮称）」を創設し、教育機関や福祉部局との連携を図りつつ、不妊治療やNIPTに係る相談対応及び性や妊娠に係る正しい科学的知見の提供等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。
- ・ このほか、若年妊産婦等への支援、多胎妊娠の妊婦健康診査費用や出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用の助成、新生児聴覚検査の推進体制の整備などについて、引き続き実施する。

(2) 不妊症・不育症への支援

- ・ 不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。
- ・ 不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づく不妊治療等に関する広報啓発やピアサポーター等の研修を実施する。

(3) 予防のための子どもの死亡検証体制整備

- ・ 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施する。
- ・ また、令和4年度においては、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行うとともに、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(4) 成育基本法に基づく取組の推進

- ・ 成育基本法（令和元年12月施行）及び成育医療等基本方針（令和3年2月閣議決定）を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法等に基づく取組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

第4 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

また、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善や、関係機関の連携・NPOとの協働による支援等を推進する。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和3年度当初予算額) (令和4年度概算要求額)
1,756億円の内数 → 1,790億円の内数 + 事項要求

(1) 支援につながるための取組【一部新規】 【一部推進枠】 【一部事項要求】

- ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、ICT活用等による「ワンストップ化」、「プッシュ型」支援の実現など、自治体のひとり親相談窓口の機能強化を図る。
- 母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、土日・夜間の相談対応に必要な費用の補助を実施する。
- ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- 母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助を実施する。
- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや動画などによる研修ツールを作成し、相談員の専門性の向上及びひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。
- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。
- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。
- 令和2年度補正予算に引き続き、子どもの生活・学習支援事業における感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を実施する。
- 自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、住居の借り上げに必要となる資金の貸付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

(2) 就業支援【一部推進枠】

- ・ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度以降も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の給付割合及び上限額の引上げを図る。
- ・ ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給率の拡充等を実施する。

(3) 養育費確保及び面会交流支援

- ・ 養育費等相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。
- ・ 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。
- ・ 養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための親支援講座の実施、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に行うモデル事業を実施する。
- ・ 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

(4) 経済的支援

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定に寄与するため、児童扶養手当を支給する。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金による子どもの修学に必要な資金等の貸付けを行う。

2 困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度概算要求額)

236億円の内数

→

390億円の内数

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の充実【一部新規】 【一部推進枠】

- ・ 婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、地域のNPO等民間団体による若年女性等への支援の強化を図るため、アウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援など、民間団体による支援機能を総合的に強化するための指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する民間団体支援専門員を婦人保護施設に配置する。
また、性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮が必要な者に対する民間団体による支援を強化するため、民間団体の支援担当者への指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う心理療法担当職員を、婦人保護施設に追加で配置する。
- ・ 婦人保護施設入所者に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。
- ・ 関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。
- ・ 「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」において、自治体が設置する地域協議会に、自治体職員に対して専門的・技術的な助言・指導等を行うスーパーバイザーを配置し、関係機関の連携による支援の取組を加速する。
- ・ 自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援体制づくりを全国各地域において推進するため、「民間団体支援強化・推進事業（仮称）」を創設する。
- ・ 「若年被害女性等支援事業」について、相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講を推進するとともに、居場所支援における夜間の適切な支援体制確保のための生活支援員の増員や、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の加配等を行う。
また、事業実施主体の自治体や、事業の実施を受託する民間団体、その他の関係機関の連携・協働による支援をより円滑に提供するため、事業受託民間団体に、他機関による支援内容等に精通した者をコーディネーターとして配置するとともに、補助率の引上げ（1/2→3/4）を図る。

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

(令和3年度当初予算額) (令和4年度概算要求額)
2.5億円 → **11億円**

- 東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく、施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。
- ※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

(令和3年度当初予算額) (令和4年度概算要求額)
125億円の内数 → **120億円の内数**
※被災者支援総合交付金の内数

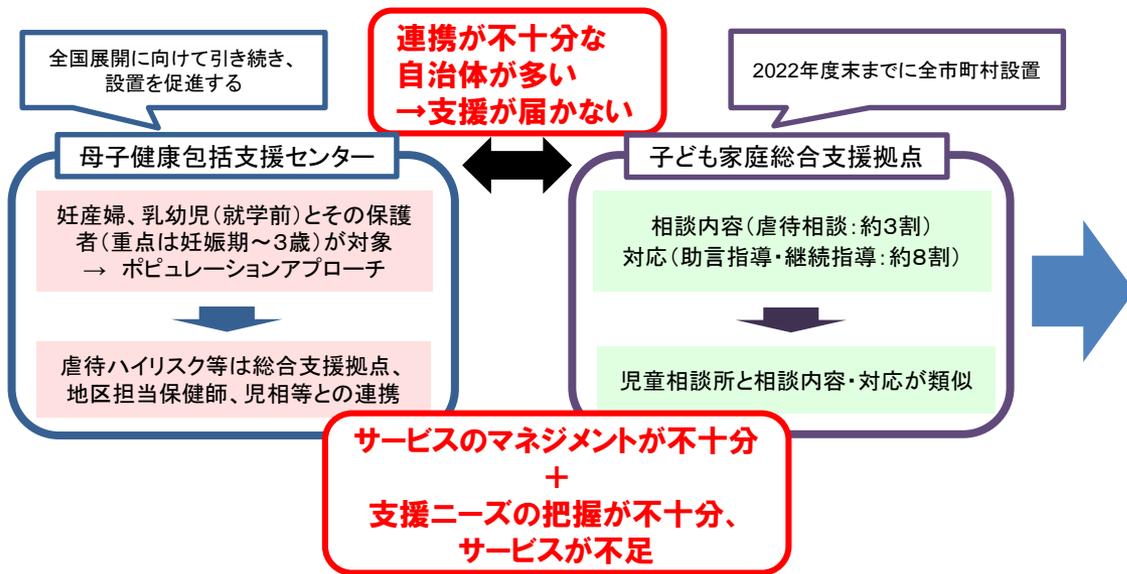
- 東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

支援対象世帯が多様になる中で、支援を要する子育て家庭に対する支援（家庭支援）の充実を図る観点から、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を構築するとともに、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対する相談支援、家事・育児の支援や家庭や学校に居場所のない子どもに対する居場所の提供、保護者へのカウンセリング等を実施するための事業を創設する。

また、ヤングケアラーへの支援について、来年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築



一体的な支援体制を構築

子育て世帯訪問支援モデル事業

ヤングケアラーや育児等に不安を抱えている家庭に対する相談支援、家事・育児支援等を実施

保護者支援モデル事業

親子分離を未然に防ぐため、NPO法人等に委託し、保護者への指導やカウンセリング等を実施

子どもの居場所支援モデル事業

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート等を実施

ヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーについて、来年度から3年間を「集中取組期間」として取り組む。
- ・中高生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、地方自治体による実態調査や研修、コーディネーターの配置やピアサポートなど地方自治体の先進的な取組を支援する（「**ヤングケアラー支援体制強化事業**」の創設）。
- ・当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する（「**ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業**」の創設）。

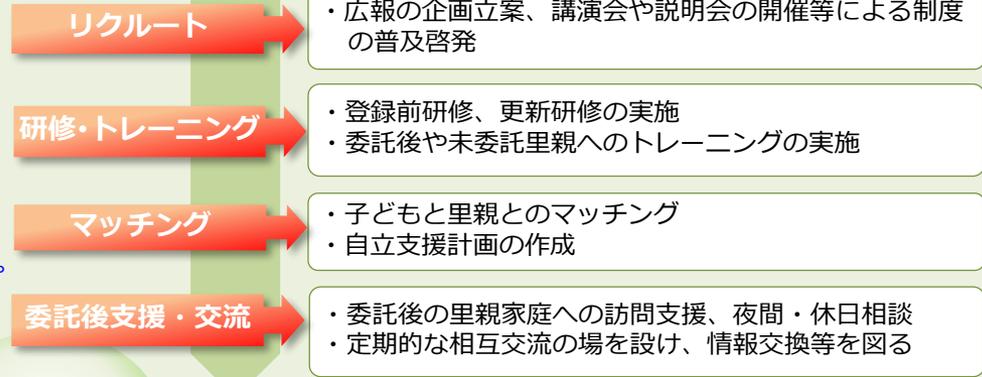
- ・ 児童入所施設措置費等1,357億円の内数 + 事項要求
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業364億円の内数 + 事項要求
- ・ 里親制度等広報啓発事業2.1億円
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業34百万円
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・ 特別養子縁組ネットワーク形成事業（仮称）12百万円
- ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円
- ・ 社会的養護魅力発信等事業（仮称）23百万円

I 包括的な里親養育支援体制の構築

里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

<要求内容>

- ・ 令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
- ・ 新規登録里親へ経験豊富な里親を派遣して養育支援する取組を創設。
- ・ 里親家庭の一時的な休息（レスパイト）への支援の強化。
- ・ 企業独自の育児休暇制度への支援の創設 等



II 特別養子縁組の推進

民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や第三者評価受審費用等への助成等を実施。

<要求内容>

- ・ 年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大。
- ・ 特別養子縁組を行った当事者同士やあっせんを行った機関の交流等を支援する「特別養子縁組ネットワーク形成事業（仮称）」を創設。 等

里親

養子縁組

施設

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

児童養護施設や乳児院等の施設において、「小規模かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転換」に関する取組等を推進。

<要求内容>

- ・ 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和6年度末までの集中取組期間における整備費の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を実施。 等

IV 自立支援の充実

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）に到達したことにより措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。

<要求内容>

- ・ コーディネーターの配置に対する補助の拡充のほか、医療機関や就労支援機関への同行支援等を行うための補助を拡充。
- ・ 施設退所者等の実態調査やヒアリング、関係機関との連絡会議など、各地域で必要な実態把握等を行うための補助制度を創設。
- ・ 施設退所後の生活費や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、退所後5年まで延長。 等

自立支援

令和4年度概算要求における児童虐待防止対策関連予算（概要）

- ◆ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加し、令和元年度には約19万件となっているほか、痛ましい事件が後を絶たず、対策の強化が急務。
- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成30年12月関係府省庁連絡会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）など、累次の対策が講じられているところであり、これらの対策を着実に実施していく。

児童虐待の発生予防・早期発見

◇地域における子どもの見守り体制の強化【新規・推進枠】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行い、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

◇妊産婦への支援の推進

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

◇子育て世代包括支援センターの全国展開、子ども家庭総合支援拠点の設置促進

年々増加する児童虐待の対応にあたり、虐待の発生予防、早期発見の重要性が高まっていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターや新プランに基づく子ども家庭総合支援拠点の設置を進める。

◇SNSを活用した相談支援の強化等【新規・推進枠】

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築等の強化を図る。

児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

◇児童福祉司等の増員

児童虐待相談対応件数の増加に対応した児童福祉司等の確保のほか、令和4年4月から施行される医師及び弁護士等の配置等の義務化に向けて対応する。（令和4年度における地方交付税措置を要望）

◇子どもの権利擁護の推進【拡充】

子どもの意見表明（アドボケート）について先進的な取組を行う自治体への支援や、児童相談所への第三者評価の受審の推進、一時保護中の児童の原籍校への送迎支援を図る。

◇一時保護所の定員超過の改善【推進枠】

一時保護所の定員が超過した自治体において「定員超過解消計画」（仮称）を策定した場合に、一時保護所の整備等に当たっての補助率の高上げを図る。

◇専門人材の確保・資質向上の推進【拡充】

弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置支援、研修等に当たっての外部人材の活用促進を図る。

◇要保護児童等に関する情報共有システムの整備【新規・推進枠】

「要保護児童等に関する情報共有システム」に基づく自治体間の円滑な情報共有のための体制整備の促進を図る。

◇AIを活用した全国統一ツールの開発促進【新規・推進枠】

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

※ヤングケアラーへの支援については、来年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

※このほか、家庭養育の推進や自立支援の充実等については、平成28年改正児童福祉法の理念や骨太の方針を踏まえ、里親支援等や措置解除者に対する支援についての更なる拡充を図ることとしている。

保育の受け皿整備

- 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進。
- 新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援。 など

保育人材確保のための総合的な対策

- 保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直し。
- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援。
- 多言語対応を行う支援員を市町村に配置して、必要な保育所に派遣するための経費を支援。
- 指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増し。 など

多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児等の受入体制の整備に向けて、補助率を引き上げ（1/2→2/3）。
- 老朽化した備品や設備の更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を撤廃。
- 保育所等における感染対策に伴うかかり増し経費、マスク等の衛生用品や備品購入等に必要な経費を支援。 など

認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援。
- 認可外保育施設が設備面において国が定める基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援。 など

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



地域健康総合支援センター事業（仮称）等

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じて切れ目のない支援を実施する。

不妊症・不育症への支援

不育症検査費用の助成とともに、相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラー配置等を推進する。

妊娠・出産包括支援事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図るとともに、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。
また、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進する。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援する。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業等

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関の連絡調整、データ収集及び整理、多機関等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するほか、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県に対する技術的支援を実施する。
また、ポータルサイトの運用や予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

別添6 ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- ◆ 「子供の貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。
- ◆ 多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、相談から保護、自立に至るまでの支援の充実・強化を図る。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○母子家庭等対策総合支援事業

◇IT機器等を活用した相談支援体制の強化【新規・推進枠】

令和2年度補正予算に引き続き、ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。

◇ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【拡充・推進枠】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種とのバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置等に必要な費用の補助を実施する。

◇子どもの生活・学習支援事業【事項要求】

令和2年度補正予算に引き続き、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を実施する。

◇母子家庭等自立支援給付金事業【拡充・推進枠】

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を恒久化するとともに、自立支援教育訓練給付金の給付割合・上限額の引上げを図る。

◇高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充・推進枠】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、支給率を拡充する。

◇離婚前後親支援モデル事業

離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うなど、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

○養育費等相談支援センター事業

養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。

困難な問題を抱える女性への支援など婦人保護事業の推進

○婦人保護事業費補助金

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員を新たに配置するとともに、心理療法担当職員を追加で配置する。

併せて、婦人保護施設入所者に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

○児童虐待・DV対策等総合支援事業

◇婦人相談員活動強化事業【拡充・推進枠】

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

◇困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充】

関係機関の連携による支援の取組みを加速するため、自治体職員に専門的・技術的な助言・指導等を行うスーパーバイザーの地域協議会への配置や、調整機関に配置される調整担当者の研修受講機会の確保等を図る。

◇民間団体支援強化・推進事業（仮称）【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

◇若年被害女性等支援事業【拡充】

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配、他機関の支援内容等に精通したコーディネーターの配置等を行う。